

健康診断受診後の措置について

<健康診断を受診させる義務>

1年以内ごとに1回（深夜業務に従事する等の特定の業務を行っている者については6月以内ごとに1回）は健康診断を受診させること、また、その健康診断の結果を保存することはどの事業場も適切に行われていることかと思えます。しかし、健康診断を受診させた後にも行わなければならないことがあることはご存知でしょうか。

<健康診断受診後の医師の意見聴取>

労働安全衛生法第66条の4及び労働安全衛生規則第51条の2において、「事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から3か月以内に医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない」と定められています。健康を保持するために必要な措置は、就労制限が必要かどうかを医師に聴くことであり、これは事業者が義務を負うものです。そのため、**医師が行う健康状態の改善のための指導等はこれに該当しません。**

健康診断の結果に基づき、通常通り働くことが可能なのか、残業時間の制限等が必要なのか、すぐにでも休業が必要なのかどうかについて医師の意見を確認し、その内容を記載しておくことが必要です。

労働者数が50人未満の事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構が運営している地域産業保健センターを利用すれば無料で医師の意見聴取を行うことができます。

詳細な手続きについては、西尾地域産業保健センターにご確認ください。（受付時間：平日の午後1時から4時まで。土日祝休み）

法令に関する不明点は岡崎労働基準監督署西尾支署（☎0563-57-7161）にご相談ください。